◆利用までの流れ

1.相談	「羽咋市役所」か「相談支援事業所」に、困っていることを相談します。
	近くの「相談支援事業所」は？ 「サポートアメニティあらいぶ」（宝達志水町） 「ぽぷらなぎさ相談支援事業所」（羽咋市） 「相談支援村友」（羽咋市） 「相談支援所創楽」（かほく市） …などがあります。
2.申請	羽咋市役所に行く前に、「障害福祉サービスを使うための申請に何が必要か」電話で確認しましょう（申請する内容によって少し違いがあります）。 電話は、0767-22-3939です。 確認したら、必要なものを持って、羽咋市役所、11番窓口で、申請書を書きます。
3.調査	羽咋市から依頼を受けた調査員が、調査に来ます。 生活で困っていること、身体で不都合を感じていることなどをお聞きします。
4.審査・判定	医師の意見書、調査の結果をもとに、専門家の会議で、支援の必要度（障害支援区分）が決められます。
	「障害支援区分」とは？ 支援がどのくらい必要か、程度によって、区分1から区分6までに分けられます。この「障害支援区分」により、利用できるサービスの内容や利用上限が決まります。
5.計画の作成・支給決定	担当の「相談支援専門員」と一緒に、「サービス等利用計画案」を作成します。それらを踏まえてサービス量などが決まり、受給者証が交付されます。
	「相談支援専門員」、「サービス等利用計画案」、「受給者証」とは？ 「相談支援専門員」：サービスを利用する際に相談を担当する人。 「サービス等利用計画案」：目標に対して、どういったサービスや支援が必要か書かれたもの。（サービスを実際に利用するときは、どういう風になりたいか目標をもって利用します。） 「受給者証」：必要なサービスの内容・量が書かれたもの。事業所を利用するときは必ずこれを見せる必要があるので、大事に保管してください。
6.契約	サービスを利用するところを選び、利用に関する契約を結びます。
7.サービスの利用開始	受給者証を利用するところに見せて、サービスを利用します。一定期間ごとに、担当の相談支援専門員が、順調に利用出来ているか確認しにきます。また、必要に応じて、サービス等利用計画の見直しをします。